

調整中

「(仮称) 世田谷区地域行政推進条例」  
制定に向けた提言

令和3年〇月

世田谷区地域行政検討委員会



## 1 地域コミュニティの醸成と地域参加の支援について

毎年の区民意識調査には、「区が積極的に取り組む事業として、どれが必要か」というものがある。調査結果として、第1位は、「災害に強いまちづくり」で、東日本大震災が発生した平成23年度からほぼ連続してトップである。続いて、「防犯・地域安全対策」、「高齢者福祉の充実」とほぼこの3つが常に上位となっている。

他の自治体でも、災害対策や防犯、福祉の充実が地域の重要な課題であることは、日本都市センターが全国の市にアンケートを取った結果を見ても同様であることがわかる。

ここに記したものは代表的な取り組むべき事業ではあるが、その他様々な分野においても、単にハード面の整備だけではなく、地域コミュニティを基本とした区民参加と協働による取り組みが重要であり、地域とのつながりや区民相互の協力関係があってこそ、効果的かつ持続可能なものとなる。

地域コミュニティは、人と人との交流、地域とのつながりそのものである。災害時の共助をはじめ、高齢者や子どもの見守りなど様々な地域の課題を区民一人ひとりが自分のこととして受けとめ、自主的な活動を通してつながり解決していく中でつくられるものである。

そのうえで、行政の役割は、区民の持つ内発性や潜在的なエネルギーを引き出す側面支援であり、活動の自主性や主体性を損なうことがあってはならない。そのことを具現化した事例として、区では、「自らの手で住みやすいまちにしていこうとする地域に根差した発想がまちづくりの原動力になる」として、昭和58年に区独自の「身近なまちづくり推進員」制度を誕生させ、また、同時期に制定された街づくり条例により、住民提案型の街づくりの制度を導入している。

しかし、高齢化や地域コミュニティの希薄化など急速に地域社会の変化する中において、都市近郊の住宅地として現在では92万人という大変多くの人口を抱える区は、人口の流動性も高く、町会・自治会の加入率も低下する中で、地域コミュニティの醸成を支援し、区民主体のまちづくりを進めていくことが求められている。

このため、新たな発想のもとに、多様な区民、地域の担い手による地域コミュニティづくりや参加の促進支援を進めることが肝要と考える。

本委員会では、区の資料に基づき検討する過程で、本委員会委員の知見やまちづくりに関わった体験から主に以下の意見があった。

- 地域のイベントとして、「代沢に暮らしていてよかった」と思えることを目的に始まった「代沢の鎮守の杜のコンサート」や「代沢芸術祭」は、町会自治会を中心に、まちづくりセンターと連携して、教会、学校など地域の施設やコミュニティをつなぎ、多世代の参加による地域に欠かせない地域コミュニティの場となっている。区民のまちづくりへの意欲とエネルギーをしっかりと行政が支援することが重要である。
- まちづくりの面では、おやまちプロジェクトの実践例があり、子どもたちや高齢者、地域の商店街が、地域の課題や将来像を自ら考え、共感して老若男女問わず真剣に議論し、取り組みをしていくことに地域づくりの1つの鍵があるので、他にも活かしてもらいたい。
- 退職者や高齢者の地域参加の観点から、ホワイトカラーの退職者が増加するなか、「教えたい」「伝えたい」「役に立ちたい」というアクティブシニアのニーズを活かし、区内大学とも連携した地域キャリア教育による地域活動への機会づくりと

いったことも考えられる。

- 高齢者の居場所づくりの面では、コミュニティカフェなど人と人とのふれあいを通じた友人づくりなどの取り組みに加え、民間ビジネスと連携して就業支援による生きがいづくりなど、個人のニーズに対応する多様な支援メニューを用意することも重要ではないか。
- 区では、子どもの人口が増えているという特徴から、今後、「子ども」を地域のコミュニティ醸成のキーワードと捉え、児童館コミュニティや NPO などによる子育て活動と既存の地域活動をつなぐ取り組みや、青少年交流センター・アップスのような機能をまちづくりセンター機能や児童相談機能と連携して、コミュニティを複合化・ネットワーク化していることも考えられる。
- 大学などで保育や介護を学ぶ学生が地域活動に参画することは、担い手の今後の育成という観点において実は重要な意味を持っている。地域活動における専門性の補完にもなり、大学側としても学生が外に出ていって地域と連携したキャリア教育の促進にもつながる。
- まちづくりは、行政が丸抱えで担ったり、あるいは丸投げしたりするものではない。中間支援の機能を育て、いろいろ地域の人も入っていけるような将来像を考えていかないとならない。

地域コミュニティは、区民の自主的で主体的な活動から自ずと形づくられるものであり、地域の特性により異なるため、画一的な支援は必ずしも最適解ではないが、地域横断的な地域課題に共通する行政の支援策は必要であろう。

特に、東日本大震災など大規模災害を教訓として、地区においては、区民主体の避難所運営訓練や防災塾など多くの取組みが行われている。また、地域包括ケアの地区展開において、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会による三者連携のもと、福祉の相談窓口が開設され、生活支援コーディネーターが各地区に配置されていることは、地域福祉を進めるうえでは大変期待が持てる制度である。

災害対策にしても地域福祉にしても、地域課題や担い手を掘り起こし、様々な活動をコーディネートするには、区民やボランティアだけでは困難となっており、専門的な知識・経験を持つ人材や団体の支援が必要となっている。

世田谷区には、専門的知識を持った住民の方が多く、こうした人材を発掘し、地域の大切な人的資産としてつなぐことが重要であり、また、区としても、活動のための援助と専門的支援を強化して、地域コミュニティに地域福祉の活動をしてもらうことが必要である。

また、地域のつながりが弱くなっている中で、コロナ禍にもあって、人と人とのつながりの狭間に落ちてしまうかもしれない社会的な弱者といろいろな活動ができる人たちがその力をより発揮してもらうというような両面を見据え、まちづくりのあり方を考えていかなければならない。

以上の観点を踏まえ、地域コミュニティ支援のあり方について検討を進められたい。

## 2 住民参加の促進について

住民参加をどのように定義するかにより、その捉え方が大きく異なるものになるが、地域行政における住民参加は、「地区」と「地域」のそれぞれにおいて、住民の意思を行政運

営に反映するための仕組みをどう考えるかという問題に他ならない。

区が地域行政の取り組みをはじめ、およそ30年が過ぎ、住民参加の「手続き」を具体的な形として整える時期にあると思われる。

ここでの住民参加の「手続き」とは、地区や地域レベルにおいて、住民同士が地域の実態を把握し、課題解決に向けて議論し、合意形成するプロセスであり、その結果を行政計画や施策の実施に反映させる仕組みの制度化である。

こうした住民参加の場合、具体的には「協議体」が担う役割は、地方自治法上の地域自治区制度における地域協議会や各自治体が条例等により設置する住民自治協議会など多様な形態があり、また、それぞれが地域住民の参加により何を期待しているのかということからもその役割が大きく異なる。

世田谷区でも、住民参加の事例として、地区や地域での懇談会や車座集会、説明会やタウンミーティングなどが開催されてきた。また、地域行政制度における住民参加の典型例としては、ハード面での地区街づくりであり、総合支所における地区計画案の策定権限のもとに住民意見を計画や施策に反映させる制度がある。

しかし、総合支所は、地域の総合実施機関との位置づけであり、まちづくりセンターは、地区の活動を支援することが主な役割であることから、政策や施策の決定を行うことができる範囲は限られている。

このことから、今後、地区、地域における計画策定や実施権限の強化を図り、地域内分権の実を高める取り組みも検討する必要があるが、地区、地域の実態に即した地域づくりに資する区民との情報共有、意見聴取の機能強化を果たすことにより、その結果として住民参加の推進を図ることが重要である。

区において協議体設置を進めるにあたっては、地区と地域に行政拠点を有するメリットとそれぞれの役割を踏まえて、協議体の役割や権限などを明確にしていく必要がある。

本委員会の委員より主に以下の意見があった。

- 「地区」と「地域」の協議体の関係については、例えば、「地域」においては住民の意思を行政運営に反映するという民主主義の密度を上げることを目的とし、「地区」においては地域課題の解決に向けて行動することを主眼とした協議体にするなど、「地区」と「地域」とで、異なる役割をもたせることが望ましい。
- 地域の協議体を話し合いの場、地域課題の解決の場とすると、区民センターなどでの生涯学習機能と課題解決機能との循環を生み出すことが重要である。そのためにも、地区まちづくりの協議体が施設の指定管理を担い、活動の場の確保や生涯学習を進めることが理想形である。
- 地区の協議体は、福祉を主要な活動テーマにすべきだと考える。例えば北九州市のまちづくり協議会は福祉保健の部署が所管していた時期があり、横浜市のコミュニティ政策も254の地区ごとに地区別の地域福祉計画を策定している。区の地域包括ケアの地区展開における三者連携が地区の協議体と一体となり、地区のまちづくりを考えていくことはすばらしいと思う。
- 民主主義の密度を上げるための協議体とする場合、その諮問的機能の範囲を確定する必要があるし、地域課題解決のための協議体とする場合も、協議体自体が事業主体となるのか、あるいは、区域の活動主体から提案を募り、その採択をとおして、必要な事業を推進するのかも考えなければならない。
- 地域づくりに関する予算を協議体に一括交付し、自主的な予算執行を認める場合や、区の事業執行予算の用途に関与する権限を認める「市民参加予算」を取り入れるような場合には、予め区が定めるルールや地区のまちづくり計画に基づき支出を認めるこ

と、監査や事業評価などを行い、財政民主主義の要請に応える必要がある。

- 地域づくりに関する予算の一括交付により、地域課題の解決の結びつくことが必要で、使わなければならないというやらされ感にならないよう留意することが重要である。
- 協議体の活動の正当性を支えるうえからも、より多くの多様な住民が参加することができる、開かれた場であることも求められる。開かれた場とするためには、「ゆるやかな」つながり・関係性が必要であり、たとえば、公募委員や無作為抽出による委員の参加やコミュニティカフェのような参加形態が考えられる。
- 住民参加の場はリアルな場だけではなく、ネットワーク上の場も今後は求められるのではない。高校生、大学生といった世代や子育て世代などが、距離や時間の制約を超えて自由に意見の言えるしくみと併せて協議体とすることも想定される。
- 協議体の目的が民主主義の密度を上げることにある場合は、区全体で一斉に組織する必要があるが、地域課題の解決を主眼とする協議体の場合、地域コミュニティの熟度や実情に応じて、条件が整ったところから順次組織していく柔軟な対応を考えるべきである。

このように地区、地域で2層(本庁における住民参加のしくみを併せ3層)の住民参加のしくみを通じて、個々の活動が殻をかぶることなく連携して多面的に地域の課題解決につながることを期待するものであるが、行政主導の組織づくりありきで考えてしまうと、その運営など活動団体側にやらされ感が生じることに留意する必要がある。

これまで地区や地域でバラバラの協議組織をまとめ、連絡体制をより密にしていくことや、活動の継続が困難な団体と多様な団体をマッチングすることができる場として機能することで、結果として行政が過度にまちづくりに関わることなく、区民主体のまちづくりが実現されると考えられる。

条例化に当たっては、区におけるまちづくりの実態を踏まえた、協議体のあり方を検討されたい。

### 3 情報の発信・共有機能の強化について

区の区民意識調査の結果を見ると、区民が区政の情報を得る媒体としては、依然として区報の占める割合が高い。

しかし、若者や子育て世代等においては、自らが欲する情報を得るための媒体は、SNS等のデジタル媒体が主流であり、従来型の紙媒体では、若い世代へ情報を伝達することが難しくなっている。

区の人口動態において、20歳代までの若い世代の転入者が多い反面、30歳代の転出が多いという実態が見受けられる。その要因は様々であると思われるが、このように、SNS等を介した情報伝達により、区の子育て支援に参加した保護者同志がつながり、地域コミュニティ活動に参加するといったことにもつながることも期待されるため、区としても、このような行政情報の発信についても積極的に検討されたい。

また、こうした技術は、多様な世代の住民参加を促進するツールとしても期待されている。集合住宅居住者や職住近接、リモートワーク、共働きの世帯の増加など区民の住環境や働き方が大きく変化する中であって、特に、若者や子育て世代の住民参加を促進するためには、今後ますます、現実の場だけでなく、インターネットなど仮想空間での交流の

場づくりが、求められていくものと思われる。

ただし、従来の仕組みややり方のままに、単にデジタルに置き換えるだけでは不十分である。これでは、情報通信技術を使えない人たちを取り残すだけの結果に終わり、意図した効果を期待することができないおそれがある。従来のような行政がお膳立てをして手続を整え、参加者を引き込む形の住民参加と協働のやり方では、多くの人が関わろうとしなくなっているからである。

前述の「2 住民参加の促進について」とも関連するが、様々なテーマを用意した自由な区民同士の対話の場づくりが必要であり、行政も参加者の一人として参加し、行政への要望の場ではない、キャッチボールしながらともに考える場づくりが必要となるのではないか。

区政情報等の発信や情報交換等については、主に以下のような意見があった。

- 区の子育て支援センターの方が母親向けの集会を開いていて、子どもが小さいときに参加してそこで知り合った方と困ったときに相談ができるようになった経験から、もっとこのような情報を多様な形で発信してほしいと感じた。
- 町会・自治会、PTA、商店街連合会など従来のつながりがあるわけだが、SNSとか別ルートで情報収集している人たちとのすれ違いが大きくなる。個人情報保護を含めた情報収集・発信のあり方を整理する必要がある。
- インターネットでのチラシ類の閲覧や簡単な相談機能などの発信・相談機能を向上されることで、共働きや若い世代の人たちも行政や地域の情報にもっと接することができる。
- ネットを使うことでこれまでなかったような結びつき方もできるだろうし、行政情報を区民にしっかりと伝えることを含め、情報発信のあり方も考えていく必要がある。これは、まちづくりセンターレベルの住民自治のあり方と深くかかわってくる。

このような場づくりは、区民に最も身近な「地区」レベルが基本となるが、地区に限定されないより広域的なテーマもあることから、行政エリアにこだわらない多様な形の開かれた対話の場を設けていくという発想も必要であり、情報発信・共有の課題と併せて、さらに検討を進められたい。

#### 4 まちづくりセンターの役割について

まちづくりセンターは、区民に最も身近な行政拠点として、日常的な問い合わせ対応や担当所管の案内などの役割を担うとともに、たとえば、特別定額給付金など新たな制度が導入された際に、本庁や総合支所に行くことが困難な区民の申請支援など、地区に暮らす区民に寄り添った対応を行う身近な場所である。

また、地域行政の理念である、地域の実態に即したまちづくりを住民の区政参加の促進を図り進めるうえで、28地区の各まちづくりセンターは、地区の地域コミュニティの醸成を図り、区民主体の様々な活動を支援し、そのネットワークを広げる重要な役割を担っている。

特に、平成28年度に導入された地域包括ケアの地区展開において、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会との三者連携のもと、福祉の相談窓口を運営するとともに、参加と協働による地域づくりの活動により、多様な世代の居場所づくりや男性の地域参加、交通不便地域の買い物支援など地区、地域の社会資源の有効活用に取り組んでいる。

高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響など、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの低下が危惧されるなかで、前述の「2 住民参加の促進について」で記したように、区民参加の機会づくりを支援し、地域の課題は地域で解決するための取組み支援を強化するため、今後、まちづくりセンターが果たすべき役割は一層大きいものとなる。

しかし、区民へのアンケート結果を見ると、まちづくりセンターを利用したことがある区民の割合は低く、まちづくりセンターの役割が、区民に浸透していないことが伺われ、本委員会の委員から主に以下のような意見があった。

- 転入届や印鑑登録申請などの手続きをまちづくりセンターで行うことができれば、訪れる区民も増え、それに伴い、まちづくりセンターの認知度も上がることも考えられる。
- フルタイム勤務している女性にとって妊娠期面接を総合支所まで行くのは大変なので、身近なまちづくりセンターでできたら、その存在を知る機会にもなる。また、他の母親や子どもとの交流事業も、地区ごとに実施することで近所の人と顔見知りになることができる。
- おでかけひろばやほっとステイなど、身近な地区単位であれば助かるし、保育や教育にかかわる大学のゼミ生とかにゼミの一環として携わってもらえれば、またいろいろなつながりもできると思う。
- 児童館や子ども食堂など地区に様々な子育て活動のコミュニティがあり、町会自治会、PTAなどとも一緒に地域で課題解決を図る連携・場づくりにおいて、地区を広く知るまちづくりセンターの果たす役割があるのではないか。
- 現在のまちづくりセンターの活動では、「楽しむ」、「学ぶ」、「守る」、「きれいにする」の4つがイメージできるが、活動自体を知らず、地域活動に参加していない人たちに向けては、例えば「教える」と「伝える」、「つくる」、「相談」など別のチャンネルをつくり、事業の幅を広げることが必要ではないだろうか。
- サービスの拡充には、専門性を有する職員を含め人員や経費の増加につながることに留意しなければならない。

まちづくりセンターのあり方については、区民参加の機会づくりを支援し、地域の課題は地域で解決するための取組み支援を強化する観点が重要であると同時に、区民の利便性向上とのバランスを図ることが肝要である。

これからの基礎自治体は、単なるサービス提供者ではなく、地域の中でいろいろな人がサービスの提供者になったり、受け手になったりするところをつなぐプラットフォームビルダーになるということを踏まえ、区の役割、特にまちづくりセンターの役割を考えていく必要がある。

また、新しい情報通信技術を積極的に活用することを基本にして、情報発信機能の向上や窓口業務の効率化を進めながら、28地区にあるまちづくりセンターがより地区の区民に身近な存在となるようそのあり方を具体的に検討されたい。

## 5 条例・計画づくりについて

地域行政に関する条例化を考えるにあたり、区民として地域行政にどうかかわりをもっていくことができるか、そのことが、どのように住民自治につながるかイメージすることから始めなければならない。

区全体としてのガバナンスに区民がどうかかわるのかという意味での住民自治のあり方と、区民同士の活動は区民が主体となって行う前提のもと、行政とのかかわりが出てくるときに、区の行政運営の基盤である地域行政制度の三層構造において、本庁、総合支所、まちづくりセンターのどのレベルでどのような住民参加の接点を持つかということを整理していく必要がある。

- 条例づくりにおいても「このまちに暮らしていて良かった」という基本的な姿勢が出るものにするのが大切ではないか。
- 区民活動の自主性の尊重と住民が意思決定できることとの関係性が示す必要がある。
- まちづくり支援を担う職員育成を規定する場合、人材育成方針の見直しも必要となる。その際、まちづくりを進める職員のあり方を考えたとき、プライベートを含めて地域に関わっている職員もいる。複業や兼業という関わり方が社会的な動きとしてあるが、そのような可能性も検討して、計画づくりに反映させることも重要ではないか。
- 区民主体のまちづくりでは、ICTの活用した情報提供や、参加の場づくりの支援などの観点も織り込むべき。
- 区民以外の人でもまちづくりに関わるという観点も必要ではないか。
- 条例の意図や目的が読み取れるような条例名を考える必要がある。また、地域行政という難しい単語を使いながらも、親しみやすい愛称をつけることも考えられる。
- 地域行政の目的から、例えば「暮らしやすい世田谷区の実現」というような区民にわかりやすい言葉であらわすことも必要ではないか。

以上、条例制定に向けた意見を参考にして、具体的に検討を進められたい。

以上

検討経過

会議	日程及び会場	議題
第1回	令和元年12月3日 世田谷区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域行政のあゆみ</li> <li>○ 区を取り巻く現状</li> <li>○ 地域行政の検討事項</li> <li>○ 条例化に向けて</li> </ul>
第2回	令和2年1月31日 世田谷区役所 区議会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張所・まちづくりセンターの現状</li> <li>○ 地域行政の成果、地区・地域の課題とあるべき姿</li> <li>○ コミュニティを支えるしくみ・条例規定のポイント</li> </ul>
第3回	令和2年7月31日 世田谷区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区・地域のコミュニティに関する現状・課題と活性化について</li> <li>○ 区民の区政への参加と協働の事例</li> <li>○ 地区・地域における参加の手法</li> <li>○ 地域行政改革に向けた主な検討の視点について</li> </ul> <p>・報告事項 地域コミュニティ活性化に向けて～コミュニティ検討プロジェクト報告概要</p>
	令和2年10月17日 世田谷区民会館ホール	「これからの地域コミュニティとまちづくりを考える」シンポジウム・ワークショップ
第4回	令和2年10月27日 世田谷区役所 ブライトホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区・地域における住民参加について</li> <li>○ 地域行政の推進に関する条例制定に向けて</li> </ul> <p>・報告事項 地域行政の推進に向けたシンポジウム・ワークショップの開催結果について</p>
第5回	令和2年12月3日 上町まちづくりセンター 活動フロア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区・地域における住民参加について(続き)</li> <li>○ 地域行政の推進に関する条例制定に向けて(続き)</li> <li>○ 地域包括ケアの地区展開の現状と課題</li> </ul> <p>・上町まちづくりセンター視察</p>
第6回	令和3年1月26日 北沢タウンホール スカイサロン (リモート開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (仮称)世田谷区地域行政推進条例(骨子案)について</li> <li>○ (仮称)世田谷区地域行政推進条例制定に向けた提言(案)について</li> </ul>

## 検討委員

### 学識経験者

氏名	職(所属)等	備考
森岡 清志	放送大学特任教授	委員長
名和田 是彦	法政大学法学部教授	委員長職務代理
大杉 覚	東京都立大学法学部教授	
沼尾 波子	東洋大学国際学部教授	

### 区民委員

氏名	職(所属)等	備考
矢島 嗣久	世田谷区町会総連合会副会長	
坂本 雅則	世田谷区民生委員児童委員協議会会長	
志村 ちあき	世田谷区立中学校PTA連合協議会会長	令和2年10月26日まで
栗花落 久子	世田谷区立中学校PTA連合協議会会長	令和2年10月27日より
菊地 克彦	区民委員	
勢能 克彦	区民委員	
倉澤 麻子	区民委員	
寺田 美樹	区民委員	

### 区職員

氏名	職(所属)等	備考
岡田 篤	副区長	
志賀 毅一	世田谷総合支所長	
高木 加津子	北沢総合支所長	令和2年4月1日より
岩元 浩一	玉川総合支所長	令和2年3月31日まで
中村 哲也	政策経営部長	令和2年10月31日まで
加賀谷 実	政策経営部長	令和2年11月1日より
清水 昭夫	地域行政部長	

職(所属)等は当時のもの

## 第6回地域行政検討委員会の主な意見

## 1 (仮称)世田谷区地域行政推進条例(骨子案)について

## (1)区民参加について

■地域の組織などにつながりを持ってないまま、参加の場に顔を出せない人たちが気軽に足を運んでつながりをつくるのが参加の第一歩ということもある。参加の一手手前のつながりをつくることにも配慮した記述が必要。そこにICTやSNSなどもう一つのチャンネルが組み合わさるのだと思う。

■日常的なつながりも参加であり、そういう場があることが大事で、そこでのつづやきをまちづくりセンターなどがくみ取るところから事業や施策の種が出てくる。

■参加の動機づけとして、参加のチャンネルの多様化を図り、少しずつ参加者を増やしていく取り組みが必要。

■住民参加の動機づけとして、つながりやチャンネル多様化などが大切であることを前文に記載してはどうか。

■条例を策定する出発点はこれまでの地域行政の蓄積を条例化していくところにあった。さらに地域にきめ細やかに行政を展開するためには、区民と区との関係性において参加や協働の議論となり、対話の場や機会をつくるのが、積極的な区民参加と日常的なつながりの間の領域として重要だと考えられる。

## (2)区民の役割・区の役割

■区民が「地域のことを考えていこう」という思いを持てるようにしていくことが重要で、そうした場をつくる支援が支所やまちづくりセンターの大きな役割になる。

■区民の役割や区の役割の位置づけで、協議や討議などが出てくるが、趣旨を踏まえた用語の使い方をすると同時に、区の役割として、対話の場を設けて、気づきが得られ、課題意識を持てるのが重要だ。

■区民の役割で、最初の2つはできる規定だが、あとの2つは努めるというところまで踏み込んでいる。区の役割で努めるというのは当然だが、情報の共有などは「責務を有する」程度明確にする必要がある。

■事務の分掌とあるが、条例で「区長が規則で定める」は違和感がある。

## (3)町会・自治会の負担軽減

■町会・自治会の負担軽減については、「必要な」負担軽減を図ることが大事で、真に必要なことを町会・自治会が行う。

■町会・自治会によって負担の感じ方が違う。まちづくりセンターでしっかり情報をつかんで対応していくことが必要。

#### (4) その他

■ 児童相談所は専門性等をコミュニティ形成に生かし、早い段階から地域が関われる形で様々な問題に対応していく活動スタイルが望まれる。新しい資源として、世田谷区の地域行政にも生かしてほしい。

■ 地域包括ケアは高齢者中心になりがちなので、子ども・青少年にも対応するため、児童館をコミュニティ形成の中で今後生かしていく視点は非常によい。

■ 条例の定義に「より暮らしやすいまちをつくるための取組み」、基本理念等に「暮らしていて良かったと感じるまちを目指す」が入るのはすごくいいことだ。

## 2 (仮称) 世田谷区地域行政推進条例制定に向けた提言(案)について

### (1) 地域コミュニティの醸成と地域参加の支援について

■ 参加促進に向けたチャネルの多様化のアイデアとして、現在大学を中心に、積極的に行われている、企業課題を解決する学習や地域課題解決型の学習のPBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング)を、行政の支援の下にまちづくりアドバイザーの協力も得て活用する。住民参加の促進、学生の育成につながる。提言にある「おやまちプロジェクト」のケースは好事例で、広く展開できるといい。

■ 区の教育の支援事業として、若者や学生の力を借りて、区民参加、住民参加を促進するテーマや課題を設けて、参画してもらおう取り組みができるといい。

### (2) 住民参加の促進について

■ 日本で一番小さい基礎自治体は人口200人の青ヶ島村で、一番大きいのは横浜市の370万人。どちらも議会は1つ、首長は1人ということで、横浜市は極めて民主主義の密度が薄い。それを補うために、地域を幾つかに分割して協議体を置くという工夫が世界的にはされているという文脈で密度という言い方で意見を述べた。

■ 民主主義の密度という表現はイメージとしては結構分かりやすい言葉だと思うが、区民の方々にも提言書を広く御覧いただくことを考えると、幾つかの言葉に注記をする必要がある。

### (3) 情報の発信・共有機能について

■ 個人情報を含む情報(例えば困窮世帯、災害時、危険でリスクが高い場所の情報やケアが必要な方の地図情報など)のシェアやオープン化などの取り扱いの考え方も必要。

### (4) 条例・計画づくりについて

■ 関係人口、交流人口について、区民等としてまちづくりの一員であることを条例上解釈できるとよい。

■通勤・通学以外の形で様々な活動に個人として関わっていることを考えると区民の定義は個人単位で読み込めるほうが望ましい。

■総合支所やまちづくりセンターへの職員の異動など人事のあり方の考え方を明確にしておく必要がある。現在の人材育成基本方針も大分古いので見直しも考えていく必要がある。